

第3回条例検討会議_会議録

○開会挨拶（司会：蒔苗 防災危機管理課長代理）

それでは、定刻となりましたので、第3回青森県自助・共助を基本とした防災条例検討会議を開会いたします。

本日の司会を担当いたします防災危機管理課の蒔苗と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、会議設置要綱第6条第3項の規定により全て公開となっております。

報道機関の方々の入退室は自由ですので、申し添えます。

それでは、開会に先立ちまして、青森県危機管理局次長の佐藤から挨拶があります。

○次長挨拶（挨拶：佐藤 危機管理局次長）

こんにちは。本日は御多忙中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

検討会議は今回で一応最後という予定になっており、今回で取りまとめをさせていただければというふうに考えております。

これまでの検討会議では、委員の皆様から幅広く忌憚のないご意見をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

今回お示しする条例案は、これまで皆様からいただいた御意見と県の防災会議の委員の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、第2回目で示した条例案の見直しを行ったものでございます。

改めて、条例制定の目的である、県民等の防災意識を高め、自発的な防災活動の促進等を図るという観点で御検討いただき、条例案に目に向けて積極的にご意見をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

本日は、よろしくお願いいたします。

○議事進行（司会：蒔苗 防災危機管理課長代理）

それでは、これより議事に入らせていただきます。

ここからの議事進行につきましては、会議設置要綱第5条第1項の規定によりまして、立岡座長にお願いいたしますので、座長席の方への移動をお願いいたします。

○議事進行（立岡座長）

それでは、次第に従いまして議事を進めます。

はじめに、議事の（1）と（2）は関連事項ですので事務局から一括して説明をお願いいたします。

○防災条例案の検討状況、条例案文説明（気田 防災危機管理課長）

皆様、改めまして、県の防災危機管理課長の気田と申します。

失礼ですが、座ってご説明させていただきます。

お配りしている資料、1から4までございますが、本日の御説明に使う資料は1から3までということをお願いします。

2の条例案の方は、脇に置いていただき、気になったところがあれば全文をそれで確認していただくというような形で、ポイントについて、資料1と3で御説明させていただきます。

資料1がこのパワーポイントの横の資料で、資料3がこの新旧対照表形式になっているものになります。

よろしいでしょうか。お手元でございます、資料2の条例案は脇に置いていただくということをお願いいたします。

それでは、まず資料1、防災条例案の検討状況と案についてということで御説明させていただきます。

まず、2ページ目をお開きください。

先ほど次長の方からも話がありましたが、第1回、第2回の検討会議の後にですね、県の地域防災計画等を策定する県の防災会議、この委員の皆様にも意見の照会をしまして、必要に応じ、条例案に反映させてございます。

そして、その赤線の下が本日、第3回の検討会議となっております。

本日は、この条例案をさらに検討していただいて、検討結果の取りまとめを行うことになっております。

ただ、とは言ってもですね、詳細な部分につきましては、この検討会議の立岡座長と調整はさせていただくというようなことを考えてございます。

そして、その後、知事に報告、そして県の常任委員会で説明した後、パブリックコメントを行い、県の防災会議の方に報告をしてですね、2月議会で、県議会の方に御審議いただきまして、可決されれば4月1日施行という形で進めたいと思っております。

それでは、もう1枚めくっていただき、条例案の概要になります。

これまでいただいた御意見等をもとに、条例案を作成いたしました。

条例案の特徴として、最初のコンセプトでもある自助・共助を中心とした構成となっております。

そして、これも特徴として取り上げましたが、自分の命は自分で守るということを基本理念に規定してございます。

そして、皆様から御意見があったとおり、近年は様々な情報が氾濫している中で、正しい情報を収集して避難の判断をするように規定していると、これも特徴として挙げさせていただきました。

そして、最後はですね、昨年度、県が県民の皆様にも自主的に防災に取り組んでいただくということで設定した防災ウィーク、これを条例に規定しましたので、これを特徴として挙げ

させていただきました。

そしてもう1つ、本件の課題にも様々なものがありまして、特に人口減少や高齢化等により、消防団であるとか自主防災、自主防災組織等の担い手が不足して地域の防災力の低下が見込まれると、これが大きな課題になってございます。

これを踏まえて、条例の方で、県民等は、自主防災組織等の共助の活動を協力するよう努めることであるとか、消防団及び自主防災組織等の活動、積極的に入団及び参加するよう努めることを規定してございます。

そして、肝心の県民の皆様に行動を起こしていただくという点につきましては、県民、事業者等に求める具体的な取り組みを第7条から第14条にかけて規定してございます。

また、地域の取り組みと県民等による防災活動の促進のため見学をする施策というのを具体的に第15条で規定してございます。

さらに、県民等が主体的に防災活動に取り組む機関、防災ウィークを設定して、これらを効果的に組み合わせられることによって、県民から具体的な防災に関する取組の促進が期待されるものという形で整理してございます。

これが概要になります。そして、この次のページになるのですが、全体の構成と規定の概要になります。

前文なのですが、今回は、前回の検討会議でお示しした内容を全面的に見直しまして、条例制度を導くために見直ししている部分がございます。本県の自然環境、過去の災害や災害リスク、公助の意思表示と限界、自助・共助の重要性を述べて、主体的な防災活動を促進することにより災害に強い青森県を実現するため、条例を制定するという形にしております。

ポイントは、県は公助に全力で取り組むということを表示した上で、公助が行き届くには時間がかかるということから、自助・共助で対応することが求められると。そして、県民が自助・共助に取り組む必要性を明記してございます。

第1条の目的につきまして、資料2の条例案で言えば、1枚送っていただいて2ページ目になりますが、県民等、県及び市町村の責任を明らかにすること等により、県民等の主体的な防災活動を促進させ、災害における地域社会づくりに寄与するという目的を定めてございます。

そして、第3条の基本理念につきましては、概要として、防災対策は、自助、共助、公助を基本とした上で、自分の命は自分で守るということを目指して行うことを規定してございます。この規定では、皆様からいただいた御意見、自分の命は自分で守るであるとか、他者の人格と個性を尊重して行動するであるとか、減災・縮災、そして防災支援団体との連携等、こういったことについて基本理念で規定してございます。

第4条から第6条の各主体の責務については、県民等や市町村の責務を規定してございますが、特に県民等につきましては、日常的に自助を実践すること、そして主防災組織等による共助の活動等に努めることをここで規定してございます。ポイントの方に書かせていただいているのは、この場でも何回か御説明させていただいたのですが、県の条例で、市町

村の取組は規定するというのは難しいことがございますので、市町村の責務は災害対策基本行動の範囲で規定、具体的には、地域防災計画の定める事項の着実な実施を図ると、こういう規定にさせていただきます。

それでは、資料1の次のページ、5ページ目をお願いいたします。

ここからは第7条から第14条の県民等の取組になります。こちらはポイントにも書いてございますが、県民等に求める具体的な取組、発災時の県民の具体的な行動、これを時系列で規定してございます。そして、第15条では、これらの規定に対応する形で県の的に規定しているという構成になってございます。

第7条から第14条の具体的な規定内容は、まずは事前の備えとして、防災知識の習得と備蓄であるとか、消防団、自主防災組織等への参加、事業者の対応、建築物の倒壊による人的被害の防止、自主防災組織等の活動促進等を規定してございまして、次に、発災前後の避難行動として、避難指示の発令等に基づく避難解除までの継続、そして正しい情報を収集して自主的に避難することと定めております。さらに、その次の段階である避難生活につきましては、主体的に避難所等の運営に携わること、被災者一人ひとりの人格、個性、心身の状態に配慮すること、こういったことを規定してございます。

資料1をさらに1枚めくっていただき、こちらは第15条の規定ですが、県民等による防災活動の促進のために講ずる施策を規定しております。資料1の表の方、左側の方に第7条から第14条の項目がありまして、それに対応する形で第15条の規定を記載しています。

防災知識の習得であれば、対応するものとして、研修の実施や人材育成、生活物資の備蓄については備蓄の促進に関する普及啓発、消防団や自主防災組織等への参加については消防団員の確保であるとか自主防災組織等の設立に向けた普及啓発など、それぞれの対応に対応する項目を書いております。

ただ、ここの規定の仕方につきましては、今は分かりやすく、このように各条文に対応するよう規定しておりますが、法制執務上のルールというものでございまして、第7条から第14条に対応するのであれば、第7条から第14条までに規定する県民等の取組を県は促進するような形で取り組むような、条文を受けるような形の規定になるということもありませんので、あらかじめ御説明させていただきます。

そして、第16条が防災啓発期間、いわゆる防災ウィークを条例に規定しています。

第17条は財政措置に関する規定でして、これは県の他の条例にも規定されているものですが、それに沿った形で、県は、県民等による自助及び共助の促進のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるという形で規定してございます。

以上、資料1では、条文の全体構造と規定の概要を御説明いたしました。

続きまして、資料3を御覧ください。資料3では、前回の検討会議で委員の皆様にご説明した条例案と、検討会議でいただいた御意見を踏まえてどう変わったのかを説明する資料になります。

先ほども申し上げましたが、前文につきましては、なぜ県民が事業協力に取り組む必要が

あるのかを導くため、全面的に見直しをしております。

その中で、前回の検討会議の中で三上委員から大雪についても含める必要があるという意見もございましたので、これも入れ込む形で、文言としては大雪より強い表現となりますが、豪雪という形で入れ込んでございます。

前文は直接法的な効力というのはございませんので、今後、様々な場面で変わることは想定されるのですが、全体の流れとしては、公助を県は全力でやりますが、県民の方々も自助・共助に取り組む必要があるというような構成になります。

第1条の目的のところについては、事務局で考えたのですが、もともと第1条の文脈の中で県民等の自発的な防災活動の促進を図るという課題があったのですが、主体的とした方がより適切であろうと考えまして、ここは自分たちで考える、自分で考えて、自分でこう自ら動き出すというような、主体的という表現に変更させていただきました。

そして、第2条第1項の規定に関しては、すいません。こちらは災害対策基本法の引用を誤っております修正したものでございます。

第2条の定義につきましては、現在、第3号が防災支援団体となっているのですが、第2回の検討会議ではこれが災害支援団体でございました。災害支援団体だと、発災後からしか支援しないというような形になっておりまして、いや、そうではないだろうと、やはり予防の部分も入ってくるだろうということで、防災支援団体に変更しています。

そして、もともとは特定非営利活動法人活動その他の災害に関するというような形で定義していたものですが、防災会議委員の方からの意見がございまして、これは定義でもございますので、例として内容を示すというよりは、防災支援団体の定義は簡潔な方がよろしいということで、例示は削除させていただきました。

第3条の基本理念では、事務局において、自分の命は自分で守ることをより強調するような形で、自分の命は自分で守ることを最優先とするという形で修正させていただきました。

第3条の第2号と第3号の部分ですが、ここは、順番を入れ替えております。というのは、第2号の方は、災害の発生を想定し、被害を最小限にするという減災的なことを書いていて、第3号は、自助・共助に関することを書いております。第1号は、自分の命は自分で守るという自助に関するものであることから、自助・共助に関することを上位に持ってきた方がより条例の性格に適しているだろうということで、順番を入れ替えてございます。

そして、第3条の第4号につきましては、県、市町村及び災害支援団体等がということで、災害支援団体に「等」という表現が入っていましたが、等に含まれるものが特にないことから、削除させていただきました。誤りの修正でございます。

そして、第7条第2項、防災知識の習得に移ります。中里委員から、最新の情報を確認するとともに、という文言を入れるべきという御意見を得まして、最新の情報というのを入れ込んでございます。で、その手前に、最新の情報の入手の団体として関係機関を規定しておりましたが、災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関という書き方に修正しております。これは放送機関などであり、情報の提供元となる団体を正確に記載すると

いう趣旨で記載したものでございます。そして、第2項のところでは立岡委員から避難所を入れるべきという意見を受けまして、避難場所、避難経路、避難方法だったのを、避難場所、避難所、避難経路、避難方法に修正してございます。

そして、第8条ですが、もともとは、水、食料、医薬品その他の物資だったのですが、防災会議委員から、医薬品には医師が処方するものが含まれるという指摘があったことから、救急用品に改めてございます。

第10条の表題を御覧ください。これまでは災害時の事業活動の継続等という表題だったのですが、災害を想定した事業所の対応等に改めております。こちらの趣旨は、事業活動の継続が優先ではなく、災害時において事業者がどう対応するのかを考えると、従業員の命を守ることなど重要な点が様々ございますので、表題を修正してございます。

続きまして、第10条の規定についてです。少しわかりにくいかもしれませんが、もともとは、右側の、事業者が災害の発生によっても事業活動を継続していくために必要な事前の準備をし、継続的に見直しを行うということ、地域社会の一員として、防災に関する研修会などに積極的に協力するよう努めるものとするというもので、第2項では、事業者は、災害時に従業員が必要とするものなどを備蓄して定期的に点検するという構成だったのですが、その第2項の規定を第1項の後段に持ってきております。

この修正により、第1項は、事業者は、災害が発生した場合においても、従業員の命を守りえ、事業活動を継続させつつ、必要に応じて災害支援に資する活動を行うことができるよう、水、食料、救急用品その他の災害時に従業員が必要とする物資を備蓄するとともに、消火、救助等に必要となる資機材の整備及び点検並びに当該資機材を活用した訓練を定期的実施するものとする。そして、第2項は、事業者は、地域社会の一員として、防災に関する研修会、地域における防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に協力するよう努めるものとする、ということで、自分たちの取組と地域への協力という流れに整理してございます。

その上で、北向委員から訓練を追加するべきという御意見を受けまして、修正後の第1項に、先ほど述べたように、訓練を定期的実施するようというものを追加してございます。

そして、第3項についてですが、もともとは、事業者は、従業員が消防団又は自主防災組織等に参加することのできるよう環境整備に努めるものとする、としておりましたが、小山内委員から、それだけではなくてソフト面の環境整備、例えば制度的なものとかそういうものへの配慮も必要だろうということで、修正後は、事業者は、従業員の消防団又は自主防災組織等への活動への参加にできる限り配慮し、環境整備に努めるものとするというように修正してございます。

そして次に、第11条になります。まずは表題についてですが、もともとは、建築物の倒壊の防止ということで、どちらかというと、建物の強化といえますか、そういうような観点の規定だったのですが、建築物の倒壊によって人的被害が起きることが問題です。自分の家が倒れることによって、御自身が、あるいは家の中にいる方が亡くなることもあるでしょう

し、外にいる方がお亡くなりになってしまうかもしれない。それが道路を塞いで、様々な支障が出るかもしれないということもあります。

人的被害の防止等ということで目的を明確化し、建築物の倒壊の防止ではなくて、人的被害の防止が目的であるということで明確化するように表題を書いています。

そして、それに伴いまして、目的は人的被害の防止であるということで、第1項については、もともとは必要に応じ耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修等の適切な措置を講ずるよう努めるものとするという規定だったのですが、建築物の倒壊防止のためには、耐震改修以外にも様々な手法も想定されるということもありまして、修正後は、倒壊等により人的被害が生じることのないよう、必要に応じ、当該建築物の倒壊防止その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとするというような一般的な規律として整理してございます。また、第2項も、第1項と同様に人的被害の防止の観点からの規定となりますので、この点を加えるとともに、家具等の転倒防止等の措置については事業用のものも含まれますので、そこは明記して、事業に供するものを含み、家具等の転倒、落下、飛散等による人的被害が生じることのないよう、必要に応じ当該家具などの検討をし、そのため適切な措置を講ずるよう努めるものとするという形で修正してございます。

そして、第13条第1項、避難行動の部分になります。

もともとは、発令等があった時は速やかに避難するという規定だったのですが、葛西委員から、要配慮者に支援を受けてもいいことを入れるべきとの意見を受けまして、自主防災組織等の支援を受けて避難することを追加いたしました。また、立岡委員、北向委員からの、避難所に行くことだけが避難ではなく、安全な場所への避難もあるという御意見を受けまして、安全な場所への避難を追加し、修正後は、発令等があったときは、自ら又は自主防災組織等の支援を受けて速やかに安全な場所に避難することとし、という修正をさせていただきます。

次に、第13条の第2項ですが、こちらは避難するために必要な情報を収集する規定なのですが、もともとは、自ら防災に関する情報の収集について、避難を要すると判断したときは自主的に避難するという規定だったのですが、第1項と同様に、必要に応じ地域住民に速やかに伝達すること、安全な場所や、自主防災組織等の支援を受けることについての追加をいたしまして、その上で、北向委員からの、正しい情報を得てなど、強い表現を入れるべきであることや、正確な情報を必要に応じて地域で共有し、避難行動につなげるべきという御意見を受け、正しいという文言や必要に応じ地域住民に速やかに伝達するという文言を追加した上で、自ら防災に関する正しい情報を収集し、必要に応じ地域住民に速やかに伝達するとともに、避難を要すると判断したときは、自ら又は自主防災組織等の支援を受けて自主的に安全な場所に避難する、という形で修正してございます。第3項は自主防災組織等の観点での規定になりますが、第2項と同様の追加でして、正しい情報を地域住民に速やかに伝達するというのを追加してございます。また、第3項の消火に関し、防災会議の委員から、総務省消防庁の自主防災組織についての資料から、初期消火が適切であるとの御意見をい

ただいたことから初期消火に修正してございます。

そして、資料3の次のページ、第14条については、まずは表題において、もともとは避難所における生活環境の確保であったのを避難所等における生活環境の確保に修正してございます。その理由は本文で御説明いたしますが、もともとは、県民及び自主防災組織等は主体的に避難所の運営に携わるという規定だったのですが、小山内委員、北向委員、葛西委員からの避難先は必ずしも避難所だけではないとの御意見を受けまして、避難所等として改めまして、避難所その他の一定期間生活を送る場所、以下避難所等という、という形で避難所等を定義しました。

そして、避難所等の運営にあっては防災支援団体との連携も必要であることから、最終的には、県民及び自主防災組織等は、防災支援団体と連携して主体的に避難所その他の一定期間生活を送る場所である避難所等の運営に携わる、という形で規定してございます。

そして、第15条、こちらは県の取組になります。第15条の第1号は、もともとの規定が、防災に関する正しい知識及び技能の習得のための県民への研修等の実施及び促進並びに防災活動の促進のために必要な人材の育成という書き方だったのですが、防災会議委員から、分かりにくいとの御意見がありました。私もその意見を受けた後で規定を確認したのですが、ちょっとわかりにくいなと思ひまして、県民が防災に関する正しい知識及び技能習得のための研修等の実施及び県民の防災活動を促進させるために必要な人材の育成ということで、主語、述語が対応するように分かりやすく整理しました。

そして、第15条の第6号になります。消防団と自主防災組織の部分なのですが、こちらも事務局としての修正にはなるのですが、もともとは消防団及び自主防災組織等の活動に関する事業者への普及啓発と規定していたのですが、目的は普及啓発ではなく、事業者に理解いただくことですので、事業者の理解促進という形で修正してございます。

また、第15条の第7号につきましては、こちらについては、建築物の倒壊等に関する人的被害の防止に関する規定と同様に、人的被害の防止という文言を追加してございます。

続きまして、第15条の第10号になりますが、こちらは、避難行動要支援者の避難支援となっておりますが、第12条で避難行動要支援者のことを要支援者として定義しておりましたので、誤りの修正として要支援者に修正しております。また、本号では、もともとは、要支援者の避難支援の円滑な実施に向けた市町村、事業者及び関係機関等への必要な支援でありましたが、避難行動要支援者の避難支援を実施するのは事業者よりも自主防災組織等であろうということで、自主防災組織等に修正してございます。

第16条については、もともとは表題を防災啓発週間としておりましたが、昨年度から実施している名称である防災ウィークに表題を改めてございます。

そして、第2項、これは誤りです。県民は、前項の期間中の取組を通じてとなっておりますが、県民等の形で修正してございます。

以上で、条例案の修正に関する説明を終わります。

○議事、質疑応答（立岡座長）

御説明いただきましてありがとうございます。

ただ今の事務局の説明に対する御質問、御意見のある方は御発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、挙手の上、マイクを使って御発言くださるようお願いいたします。

それでは、どなたかいらっしゃいますか。

○質疑応答（米田委員）

先般、北海道胆振東部地震で被災した厚真町の役場の方とやり取りする機会がありました。

この方は、復旧と復興は一緒にしない方がいいということを仰っていました。

復旧って、お金もついて、行政が急げ、急げって言って、みんな一生懸命急ぐから元には戻っているのだけど、そもそもそうならない方がいいと思った状態に戻されてしまう。

本当の復興は元に戻すことではないのだから、復旧とは違うものだということふうにした方がいいのではないかという話があったんです。

そこで思ったのですが、じゃあ復興ってどうすればいいのかというと、日常的に、この地域は被災したらどんなふうになったらいいんだろう、とか、被災した後でもどういうふうになったらいいんだろう、みたいなことをみんなで話し合ったり、子供たちがビジョンを描いたりするような場を県がやるのか、防災支援団体がやるのかは分かりませんが、そういうことやっておかないと、元に戻ったけど全然よくなってないじゃん、いうので終わってしまう、防災認識は高まらないんじゃないかなっていうことを思いました。それで、色々な取組をされる第7条から第14条のところの、防災知識の習得等のところに、そういうイメージというかニュアンスも入れておいた方がいいのではないかということをおもいました。

自発的に防災とか自分の地域の未来を考えるという機会を、防災に乗せて用意するということは必要なのではないかなというのの一つです。

それともう一つ、その話の中で、消防団の人が任意団体を作って、チェーンソーを使う場を用意したという話がありました。要は、建物が崩れましたというときに、チェーンソーを使おうとしても、知識だけあっても使えないから、日常的に使えるような環境を地域として用意した。で、それって自主防災組織に参加するだけだと何もできない、被災しても何もできずアワアワして終わりましたというふうにならないようにする一つの例だと思いました。チェーンソーじゃなくてももちろん重機でもいいのですが、農家さんが普段住居使っているんだったら、その人たちのところで一緒にやるとか、色んな取組を普段からしておかないと、結局、組織は作りましたが、でも何も機能しませんとなってしまいそうなので、それを条例の中で、こういうエッセンスを入れられたらもっといいんじゃないのかなということをおもったところです。以上です。

○米田委員への回答（気田 防災危機管理課長）

ありがとうございました。参考にさせていただきます。

○質疑応答（小山内委員）

この条例を見ていますと、非常に自主防災組織の役割というのはすごく重要だっというふうに取り取れたんです。でも、実際、今の青森県の自主防災組織の現状をみると、じゃあこれを担えるのかというと、ちょっと私は疑問に思います。で、本当に全てのところに自主防災組織と書かれているんですけど、すごく厳しいなっというふうに思いました。

では、なぜ自主防災組織がうまく機能していないのかっというところを考えていく必要もあって、なので、ここで自主防災組織だけが羅列されていくと、本当に現実的ではないというか、絵に描いた餅になってしまう。

であれば、やっぱりもう一回、自主防災組織がきちんと機能するためにどうしたらいいかということもこの条例の中に含んでおかないと、全然、なんかあんまり、少し問題が出るのではないかと思うんですね。

今、自主防災組織がうまく機能していない理由というのは、やはり高齢化というのと、あとはやはり組織のヒエラルキーがまだまだあるんですね。そういうものがあるから、若い人がなかなか入ってきていないという現状があると思います。

あと、もう一つが自主防災組織の役割が明確化されていない。自治体によって、もしかしたら捉え方が違うかもしれないのですが、明確化されていないので、要支援者を避難所まで連れていくのが自分たちの役割だと思っている人たちもいるし、避難所に行けば行政がやってくれる、その後はお任せみたいな意識を持って自主防災組織の活動を行っている人も多いわけです。そういう中で、明確化していない中で、一生懸命頑張っているところは逆に負担感がすごく大きいとか、こんなにやれやれと言われてもなかなかできないです。その理由の一つとして、高齢化などで若い人たちが入ってこないということがあるので、一部の人たちに偏っている部分がある。そこを改善していかないと、いくら条例で自主防災組織と規定しても、実際に機能するのかっというところ、機能しないのではないかと気にしています。なので、もう少し、若い世代への防災教育の必要性とか、あとは正常化バイアスとかそういうものを凄く持っているんで、その辺を改善して、じぶんごととして捉えられるような、そういう啓発をもっとしていかないといけないのではないかなというふうに思いました。

もう一つ、資料2の方は今日は見ないでと言われたのですが、資料2のところ、第3条の第5号で本県の社会特性を考慮するということがあります。青森県の社会特性というのは、人口減少、高齢化、それから担い手の高齢化というところがやはりポイントだと思うのですが、では、考慮する、それに対して、この自助、共助という部分で、じゃあ何をどうするのかというところがあまり明確に繋がっていないのではないかとというふうに思いました。

それで、第6号の地域特性を考えるとということなんですけど、三方を海に囲まれ、能登と同じように支援がなかなか来ないよっということ、来ないから自助・共助が大事だよとこと

をたぶん言いたいと思うんですけども、その地域特性を考えるとということ、じゃあどう
いう風に考えて具体的に何をやればいいのか、県民が何をやればいいのかということに
繋がっていないような気がするんです。せっかくここで考慮すると書いてあるのに、それと
実際の県民の、県民が何をするとか、そういうところに具体的に繋がっていないような感じ
がするので、そこをもう少しうまく表現していただきたいなというふうに思いました。

○小山内委員への回答（気田 防災危機管理課長）

はい、ありがとうございます。

まず、条例自体の基本理念は県の防災対策の基本理念を書いているものでございまして、
条例には、基本的にやっていただきたいこと、県民の皆さんに取り組んでいただきたいこと
を書いております。

そして、自主防災組織等については、自主防災組織その他の地域における防災組織という
ことで、自主防災組織に限定した組織ではないのですが、様々問題があるのは委員御指摘の
とおりだと思います。

ただ、防災の組織というものがないと、なかなか共助というのも進まないということがあ
りますので、まず、自主防災組織等については規定しております。それで、実際の自主防災
組織の活動活性化については、施策の部分になってくると思います。

まず、そういう組織が現在もあって、その活動の活性化をどのようにやっていけばいいの
かというのは検討課題でございます。

まず、この条例では、自主防災組織等の活動に県民の皆さんが参加いただくという部分を
規定し、どのように活性化していくということは施策の部分でやっていかなければ、様々な
アイデアをいただきながら対応していかないとなかなか難しいのかなというところもござ
います。

○質疑応答（小山内委員）

自主防災知識に、本当に色んな人たちに参加してほしいんですよ。

ほしいけれども、なぜ参加しないという理由があるわけです。

さっき言ったような、組織全体が形骸化しているとか、ヒエラルキーで若い人たちがやり
たい、やろうと頑張っても何か潰されてしまうとか、そういう体制をやっばり変えていく、
いかないと、いくら参加しよう参加しようと呼びかけてもなかなか参加いただけないので
はないかと思うんです。

○小山内委員への回答（気田 防災危機管理課長）

はい、おっしゃるとおりだと思います。

ただし、条例に例えばどう書けるか。自主防災組織は頭の固い上層部を排除し、柔軟な組
織にすべきと書くのはなかなか難しいかなということもあります。ですので、まずは施策の

方で、直接、市町村の方々とかも含めて自主防災組織の方々とコミュニケーションを取りながら対応していかないといけない部分なのかなと。

例えば、上手くいってる自主防災組織等の姿を見せたりとかですね。

そういった形でやっていかないとなかなか難しいかなと。

小山内委員と同じ認識であることは間違いないんですけども、実際に条例に規定するのはなかなか難しいと思いますので、ここは施策の方かなというふうに考えてございます。

○質疑応答（葛西委員）

小山内委員のおっしゃることはもっともだなと思います。

血縁、地縁、社縁という三つの縁が弱まっている社会の中で、じゃあ自主防災組織が今のようないエラルキーだけで発展しないというのは、おそらくこれは条例の中ではすごく厳しいだろうなと思います。

ただ、今でいうと、目的が明確なものとかですね、情報が共有できることが結構入ってきますので、自主防災組織等ってこういう組織にしていきたいって。その中で、過去、今までの知恵の中で、これからの目標はまずはこれでもいいんじゃないかなというふうに思ったので、それだけはちょっと私は社会福祉協議会の立場として発言させていただきます。

○質疑応答（立岡委員）

はい、ありがとうございます。

私も小山内委員と全く同感なんですけど、やはりしっかりと条例を作った上で、施策を考えていくということが大事だと思います。

実際、先ほども色々出てきましたけども、やはり施策の部分は、実際条例を作っているから、それを動かすような、具体的な施策。例えば、我々の大学は、もともと救急救命学科という学科ですので、比較的學生が、災害のボランティアという、今大体 120 人の救命の學生がいるのですが、ほぼ全員が手を挙げていきますと言って行けます。それで、レーニングもしてますので、ある程度のことは災害時に行ってすぐできるようにトレーニングはしていて、これも施策になりますが、そういった學生、若者は、うちの救急救命学科だけではないのですが、看護とか医療系の學生にもそういった教育をしていくとか、そういった具体的に動かすような施策をしていく必要があると思います。あと、やはりせっかくいい道具を持っていても、それを伝えなかったら全く意味がない。チェーンソーもそうですし、他の機材でも、消防団でも今は新しい機材が、どんどん新しいもの、救助器具が入ってます。じゃあ、それをしっかり使えるかという、正直使えないんじゃないかとは思っています。やはり教育という部分を、施策の方で、この条例をもとに盛り込んでいければなと思います。

その他に何か御意見のある委員の方はいらっしゃいますか。はい、中里委員、お願いします。

○質疑応答（中里委員）

条例や施策とは関係ないかもしれませんが、私は、今、一歳の息子を育てておりまして、この条例自体が自助、共助を目的とした条例ということで、4月以降、自分はこの条例と向き合っていく上でということを考えてみました。

自助は皆さん、この条例が広まっていけば、各自に意識してすることはできても、共助ってなかなか、すごく難しいなと思っておりまして。というのも、私は今、賃貸住宅に住んでいるんですけど、挨拶しても返してくれない人がいるんですね。保育園でも挨拶してくれないママ友っているんですね。

これだけ個人情報を守られた中で、隣は何々さんなのか、上は何々さんなのか分からない、表札も出さない時代になっているんですよね。なので、助けたくてもSOSを出したくてもいけないっていうのがすごくあると思うんです。

その中で、例えば、共助バディ制度みたいなのがあって、ニックネームとか電話番号だけを一緒に共有しませんか？という制度があれば、もちろん、文書でしっかり、それ以外で使った場合は法的に罰するみたいなことは書いておくことが必要だとは思いますが、そういったオフィシャルな制度があれば、こちらも、なんて言うか、しっかりと、私は別にすごくあなたとプライベートで仲良くしたいというわけではないけど、なんだったら協力しようねという姿勢で持っていきやすいのかなと思いました。

これから皆さん高齢化だったりとか、色んなスタイルがある中で、面と向かってのコミュニケーションというのは、防災、災害時に大切になってくると思うのですが、それを取りづらい中で、そういったキャンペーンというか、何か県で銘打ってやっていただけると、こちらとしても堂々と話しかけられる気持ちにはなります。

なかなか、そういうシャットダウンする方と連絡取ったりするのは難しいと思いますし、意外と話をしてみるとシャイだったっていうこともあったりするので、そういうものがあるといいなと思いました。

あともう1つ。全然関係ないのですが、FM青森では色んなアーティストさんもいらっしゃるんで、ざっくばらんに、今、私がこういうことしてますというお話をして、4月から県の条例ができるんですよという話をしたら、これってPRするにはどうしたらいいですかねという相談をしたところ、ぜんぜん、俺たちで歌作るよって、条例広める歌作るよ、で、踊れるメンバーも揃っているしというふうなことを仰ってくださった方もいて。そういうきっかけもいいですよというお話もしていたので、フランクに、せっかくこうやってみんなで考えたものを幅広く伝えるチャンスというか、そういうものがあるといいなという、すごく緩い話で申し訳ないですが。

でも、すごく綺麗にまとめてくださってありがとうございます。

あと、毎度の雨で警報の中、お疲れ様でございます。

○中里委員への回答（気田 防災危機管理課長）

ありがとうございます。PRの際には相談させていただきます。

○質疑応答（小山内委員）

第13条第2項のところで、正しい情報を収集することは、本当に大事なことだと思います。それで、ここで使っている正しい情報というのは、正確な文法において、地域で共有してから色々な情報が入ってくる中での正しい情報ということをしていると思うのですが、第7条の防災知識の習得等のところの「県民は防災に関する正しい知識及び技能を習得のため」と書いてある。

この正しい知識というのは、さっき私が言った正しい知識とは違う知識じゃないかなと。すごく、少し紛らわしいというか。ですので、例えばここは、防災に関する命を守るための知識とか、すごく抽象的なのですが、あおもりおまもり手帳にもそういうふうに書かれているのですが、そういう表現にした方がいいのではないかというふうに思いました。

やはり災害時は色々なケースがあるから、正しい知識、これが100点満点の答えだよと言っても、そのとおりいかないこともあるし、それが本当に100点じゃない時もあるわけです。ですので、この正しい知識ですね、この言葉をもう一度検討していただけないかなというふうに思いました。

○小山内委員への回答（気田 防災危機管理課長）

はい、検討させていただきます。

○質疑応答（北向委員）

北向です。今の話でなるほどと思ったのはですね、正しい知識っていうのはどんどん変わっていったるんですね。

正しいというか、要は、その時代というか、その年代では正しかったのが、今は正しくないというようなものがものすごく多くなっています。

先ほど、自主防災組織を支えているおじいちゃん、おばあちゃんとか、高齢の方の、そうなのということのが、実は今の時代では当てはまらないがものすごく多くなっていて、そういう意味で言うと、正しいというか、最新の知識とかですね、そういう言い回しでもいいかもしれないと感じました。

あと、条例全体でみると、他県の、それこそ10年ぐらい前にできた条例と比べると、最新の状況っていうものが色々折り混ぜられていて、非常にいいのかなというふうに私は感じました。以上です。

○北向委員への回答（気田 防災危機管理課長）

ありがとうございました。

○質疑応答（葛西委員）

改めて、全体的にすごく綺麗にまとめられているのでいいなと思っているのですが、少し言葉の点で。

災害支援団体から防災支援団体に変更したことについては、条例も防災に関する条例なのでいいかなとは思いますが、避難所等になると災害時の支援になるので、そこは逆にどういうふうに整理されたのかなと思ひましてお聞きします。

○葛西委員への回答（気田 防災危機管理課長）

はい。防災については、様々な定義がございます。狭義の定義でいうと、予防に限定とするという考え方もあるんですけども、今回の防災支援団体に関しては、予防から災害発生時の支援等も含めた、どちらかという広義の防災という意味で使っております。

要は、災害支援団体にプラス、予防、災害が発生する前の段階の支援も含めたことで防災支援団体にしてございます。

○質疑応答（葛西委員）

たぶん、災害支援団体は、私が知ってる限りでは、だいたい防災も取り組んでるのが一般的だとは思いますが。

○葛西委員への回答（気田 防災危機管理課長）

はい、実際取り組んでらっしゃるのはもちろん承知してございますが、言葉として災害支援となると、ちょっと予防の部分が入ってこなくなることを懸念してございます。

ですので、予防も発災後の対応も両方やるということで修正してございます。

○葛西委員への回答（高橋 防災企画グループマネージャー）

こちらにつきましては、定義の第2条第2項で防災を定義しておりまして、災害対策基本法第2条第2号の規定による防災をいうと規定しております。

災害対策基本法上、防災は、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害復旧を図ることをいうと定義されておりますので、最後まで行うイメージで書いております。

○質疑応答（駒井委員）

この条例案に関して、すごくまとめられてると思っ見ておりました。

先ほどの小山内委員はじめ、委員の皆様の御意見はすごくもったもな事だと思っ聞いておりましたが、この条例案というものを県民の人がまず見た時に、一番わかりやすく、簡単で、じゃあこれってどういうことなの、みたいなことが書かれていて入りやすい。

私たちはどちらかという、皆さん専門で知識のある方が今回委員になられているので、

それこそ施策の部分で御意見というのは十分述べさせていただきたいというお気持ちはあると思うんですが、これが本当に、中学生とか高校生とか、若いお子様たちが、この条例案って、青森県の条例案ってどんな感じにできたのって見たときに、すごくわかりやすくて。

じゃあ、防災、自分の命を守るってなったら、じゃあそこで、若い子どもたちは聞きやすいので、じゃあどういうふうにするの？とか、自分なりにこれを見た時点で、その意識が芽生えるんじゃないかなという、本当に簡潔なまとめ方でいいと思いましたが、やはり自主防災組織の、先ほどもお話が出ていましたが、やはり地域で繋がって、災害時から皆さんの命を守るということは、本当に自主防災組織の役割というのは、小山内委員もお話していたとおりに大事だと思います。

もちろん、自主防災組織の活動の向上や、そういう訓練なども必要だと思って、普段活動させていただきながら十分承知ではあるんですが、それをもっと、この条例に対して、県と県民の取組の、支援団体というのですかね、そういう人たちでそういうふうな施策を実行できたという、そこに繋げていければいいのかなと思っておりましたので、今日はすごくいいまとめになったと思っておりました。以上です。

○駒井委員への回答（気田 防災危機管理課長）

子どもたちに分かりやすい、PRといいますか、そういうようなことができたらいいなと思っております。参考にさせていただきます。

○質疑応答（小山内委員）

先ほど葛西委員がおっしゃった防災支援団体のこと、私もちょっと引っかかっていたんですね。

先ほど御説明いただいたのですが、この防災支援団体という名称は、例えば内閣府などで使っているかというのが一つ。あともう一点、ここの理由のところ、様々な団体と連携する中で、例示として特定の法人を例示しないこととしたって書いてあるのですが、別に特定の法人を例示していないと思うのですが、これはどういう意見だったのか、しっかりお聞きしたいです。

○小山内委員への回答（気田 防災危機管理課長）

まず、防災支援団体について、内閣府などで明確に定義されているものはないので、条例の中で定義したところでは。

例示しないというのは、様々な災害に関する支援活動を行う中で特定非営利活動法人のほかにも社会福祉協議会など様々な団体がある中で、なぜこれが例示されたのかというご意見がございまして、防災支援団体というのは防災に関する支援活動というふうにした方がいいだろうと整理したものでございます。

○議事進行（立岡座長）

はい。他によろしかったでしょうか。御質問、御意見、いかがでしょう。

はい、それではないようですので、それでは、議事の（3）、検討会議座長報告に移ります。

今回の検討会議でいただいた御意見等を踏まえ、今後は、座長である私と事務局において条例案を調整させていただきたいと思いますが、何か御意義はございますでしょうか。

○各委員

異議なし

○議事進行（立岡座長）

意義がありませんでしたので、今後は、私と事務局において条例案を調整させていただきたいと思います。

なお、調整後の条例案においては、別途知事に報告することとしております。日程等につきましては、別途事務局からお知らせいたします。

以上をもって、本日予定をしておりました議事は全て終了しました。

円滑な議事進行に御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

進行の方を事務局にお戻ししたいと思います。

○議事進行（司会：蒔苗 防災危機管理課長代理）

はい、立岡座長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、危機管理局次長の佐藤から一言、御挨拶があります。

○次長挨拶1（挨拶：佐藤 危機管理局次長）

御挨拶する前に、かなりまだ、時間が予定した時間よりも早いんですけども、条例以外でなんかいいですかね。よろしいでしょうか。いかがでしょう。

○委員発言（船橋委員）

はい、では。

皆さん、お疲れ様でした。ぜひ、この施策の中で、日本赤十字のリソースを活用していただきたいと思うので、御相談させていただきます。今後ともよろしく願います。

○委員発言（小山内委員）

条例ができて、これが施策に繋がるということなのですが、その繋がる施策っていつ頃、例えば来年度の政策にこう反映させますよとか、この次の年ですよってというのはどういふふうになるのでしょうか。

○小山内委員への回答（気田 防災危機管理課長）

条例がまだ成立しておりませんが、当然来年度の当初予算の要求の中で精査しながら検討して参ることとしています。

○委員発言（小山内委員）

今、本当に国や各県の防災で、本当に防災についての予算がすごくいっぱい、巨額が投げられています。

それで、それを各自治体の方でうまく使って、例えば、青森県もそのお金を使いながら、この条例の施策を具体化していくということがとても大事だと思っています。

なので、ぜひ、県の方々は大変だと思いますが、国からの色んな情報をうまくキャッチして、それを県だけがやるというよりも、自治体とか、あとは私たちの民間団体とか、大学も含めてなんですけど、そういう、県と県内のいろんな関係機関が力を合わせて、国のお金をうまく使い、青森県の地域防災力を高めるという努力をぜひしていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○立岡座長

せっかくですので、じゃあ一周回しましょうか。

○委員発言（米田委員）

いいだけ、いっぱい喋ってきたけど。

やっぱり被災すると、基本その地域の方々が、行政だろうが、誰だろうが、住んでる人みんな被災することになるので、外側の力を上手に受け入れるような、受け皿というか組織というか、体制というか意識みたいのを築く必要は絶対にあるだろうと思っています。

それで、さっきの厚真町の人が言ってたみたいに、復興と復旧は違うんだよということ。多分ね。すごく実感としてあるんだと思うんです。

せっかく一生懸命頑張って終わったのに、町民が誰からも評価されてないって、よくなってねえじゃんって言われるという意識が多分どこかにあると思うので、やはり復興に向けた意識を若い中学生とか小学生と一緒に作っていくというのも防災の一つのあり方かなという気はして。で、あとはさっきも話に出ましたけど、県職員の方は、たぶんすごく忙しいし、色々上から、ああでもない、こうでもないと落ちてくると思うので、やっぱり地域の中のある程度動ける人間を上手に使って国に予算を取りに行く、県より上手だとは言わないけど、県と同じようにやれる人間はたくさん地域の中にいるので、上手に使ってやっていけばいいんじゃないかなということを思っています。

○委員発言（北向委員）

はい、そうですね。今、実はお隣のお二人のお話を聞いていて思い出したことがあります。

て。

防災とか復興って、本当、地域づくりのお話なんですよ。

私も被災地の取材いくつかやりましたが、やっぱりそういう視点を入れていかなければいけない。というのも、今回お話を聞いていて、最新の情報、実は他県の情報はあまり詳しく知らなかった、こうですから、なるほどなと思いつつ聞いておりました。

あと、条例は条例としてすごくいいものなので、それを先ほど中里さんがお話したみたいに、これを具体的に、来年の春になりましたらNHKでも取り上げるっていう形で考え、たぶん取り上げるといいますというか、たぶん私が、若しくは記者がやるのではないかなとは思っております。

それとですね、条例の中で、先ほど最新の…と言いましたけれど、本当、色々、過去の常識と今の常識のアップデートをどんどんしていかなければならない。

大きい地震が起きる、あるいは大きい大雨の災害が起きるたびに、これじゃダメなんだっていうことで、新しい形の防災のやり方がどんどん出てくるというのはもう時代になってまして。私たちアナウンサーも、放送の中で今まで使っていた言葉というのがダメだというのが分かったら、それは放送の中では喋らないと。こういう風な形で喋りましょうっていう形で日々アップデートしておりますので、これからはぜひ、県と皆さんと一緒に組んでやっていければなと思っております。

あと、直近ですと、来年3月になりますと、震災15年という番組が、テレビとかラジオでたくさん放送されますので、おそらくここに揃っている皆さんの御協力をおそらく仰ぐと思っております。私もラジオを提案しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○委員発言（葛西委員）

私は条例の最終案を見たときに、やはり公助の意思表示と、公助の限界というところに着目しました。公助はしっかりやりますよ、でもそこは限界になりますよと。で、我々社協とか民間団体でも、やっぱり公の力だけ、これが基本とはいえ、この力だけで色々ものをどうしてもできないし、重要なこともあるというところは十分に理解しています。

先ほど、共助で隣近所の話があったんですけど、隣近所ってなかなかね、今の中でいくと地縁がやっぱり弱くなっているんで、そういった部分で、地域福祉を推進する比較的な団体として、この条例がその地域の普段の支え、やっぱり支えがないと災害時の活動ができないので、災害時の活動につながる普段の支える活動というものにうまく反映させていくような活動しなくちゃいけないなというふうに思ってます。あと、それと合わせて普及啓発についても、社協としてもですね、こちらの方の普及啓発に主体的に取り組んでいきたいなというふうに思っています。

でも、今地域で活動する人がなかなかいない中で、我々の年代だと多分70歳ぐらいまで皆さん働くという中で、どういうふうに地域を支えてくれるのかなというのを普段から考

えていまして、ふと思ったんですけど、例えば県庁だと面白いかなと思うんですけど、再任用に入った皆さんは、例えば週3日とか週4日でこういう活動に参加しましょうキャンペーンみたいなのをやったら面白いのにな、なんて思って聞いてたところでした。

予算等々も含めて、やっぱり制限でもあると思うので、民間の力も含めてなんかできたらいいなっていうふうに思ってます。

本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

○委員発言（駒井委員）

今日はありがとうございました。先ほどお話した条例案の方はお話したとおりです。

やはり自分がその災害時、自分だったら本当に災害時何ができるかっていうのを最近やはり思うんですね。

いつもは自主防災組織でも、避難所とか小山内委員のところでも色々研修とか訓練とかやらせていただいておりますけども、私たちの周りに皆さんとともに支援する立場とか、そういう活動をさせていただいているのですが、本当に災害が来たら、自分はどういうふうに動くのだろうって。

いくら災害と防災に関して認識があったとしても、絶対自分は焦って全く行動できないんじゃないかということをいつも考えています。

なので、まずは災害時から、本当に自分の命を本当に今は助けたいという思いがすごく強くて、まず自助、共助という形で、こちらの条例案をこう作らせていただいておりますけれど、もうちょっと皆さん一人ひとりの個別の避難計画というか行動計画、そういうところを少しでも計画できるように、じゃあ自分は災害があったらどういう行動しますか、みたいな、そういうところを民間の団体とかが色々啓発して、やはり県の公助のところって本当一番最後だと思うんですね。

ですけれども、例えば社会福祉協議会の部分であれば、高齢者とか支援者のそういう関係上、そちらの社協さんでできる啓発、一般の支援団体の方がそういう取組をしているということも社協さんの方で啓発して表に出すとか、あとは、県の方でも、県は県の、色々あるとは思いますが、例えば色んな支援団体がやっていることを、県の方でももっともっと啓発してバックアップして表に出してくれたら、色んな方が色んなやり方を見て、じゃあ自分はここをやりたいとか、こういうところを学びたいという、そういうところにもっともっと繋がっていったらいいなと思うんです。

やっぱり、本当に今は自分の命をまず、もうそれこそ座長の立岡先生の学校の救命という部分も本当に自分の命を守るって、本当に救命が一番大事で。心臓が止まっちゃったらもう何もそこで終わりだし、そこでまた、怪我した人も見捨てるわけにいかないんで、やはりそういう常に自分ができることって、色んな人がやっていることを、見るきっかけを県の方でも色々発信していただけたらという、はい、私の目標でした。

以上です。今日はありがとうございました。お時間いただきちゃいました。

○委員発言（三上委員）

ありがとうございます。今日もありがとうございました。

この会議のお話をいただいてから、私が日頃の防災に関して全く備えていなかったということに気付かされたことがあります。

それで、急いで防災士の養成講座を受けたりしたのですが、これを機に、個人でできること、それから事業主としてできることというのを、日頃から発信していくということも重要なんじゃないかと思っております。

あと、この条例を動かすような細かな施策の部分ですよ。それを早く見たいなっていう気持ちも。すごく期待し、楽しみにしております。

個人でこれからやる啓発活動ですよ。はい、やっていきますので、引き続きよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○委員発言（中里委員）

ありがとうございました。

この条例を最初見させていただいた時に、それこそ私も勉強して3回出席させていただいたので飲み込めたのですが、たぶん、それこそ自分が例えば大学生の時とかだったら、なんのこっちゃということだろうなと正直思っておりました。

それこそ、先ほど課長さんが全部説明してくれたときに、条例ってどうしても文字の世界なんですけど、やはり耳で、人の声で聞いた方がすごくわかりやすいなっていうのはやっぱり体感としてはあって、弊社はラジオですから、しっかりこの条例も分かりやすく皆様に伝えられるようにしていきたいなと思っております。

それで、それこそ小山内委員からもお話がありましたけど、自主防災組織に若手がどんどん入っていかなくちゃいけない、それも課題だと思うのですが、私、会社の社内だと若手の方に位置付けられるのですが、会社の仕事があって、プラスアルファで自主防災組織に行けず、行きたいですって言える雰囲気ではとてもなくて、それって、たぶん民放は割と同じような雰囲気だと思うんです。他の業種の方ともお話していてもそういう雰囲気なんです。

どうしてもやはり、20～30代はがむしゃらに働けという、やはり青森県内もあると思うので、そういうことが。企業などが理解してくれるような環境づくりになると、若手も参加しやすいのかなということも思いますし、だからこそ、私みたいなタイプの人が参加して、私でも参加できました、みたいなことを言えたらすごくいいのかなということは思っておりました。

あとは、自主防災組織って、どうしても男性がリーダーというイメージがすごく強いので、もちろん何かあったときは頼りにはなるのですが、女性の観点って女性ならではのだったりとか、行政にしか言いづらいことってすごくあると思うんですね。

私も数ヶ月ぐらい前まで息子に授乳をしてまして、県内で授乳スペースすごく少なくて、

例えば、郊外の駐車場に止めて、後部座席で息子に授乳していたときに、ぱっと急に入ってきたおじさんとかがいて、“あ、平時でもこんなこと起きるんだったら、災害時なんて余計自分ってどっちかという今弱い立場なんだ”ということを改めて理解して。

でもそういうのって意外と誰にも言えることではないし、女性だからそれを発信するのもなかなか、これを、ましてやラジオでなんて言えないしというふうに思うと、なんかもう少し、色んなジェンダーだったりとか、いろんな方、多様性だったりとか、若いとか年がいつているとか、そういうのを全部抜きにした上でフラットな防災組織を作れるようなことを施策として何かやっていけたらいいなというすごくふんわりしたことなのですが、今日でも皆さんのお話を聞いてすごく思いました。

ありがとうございました。

○委員発言（立岡委員）

ありがとうございました。はい。じゃあ、最後に私の方から。

私、常々言っているのは、やはり教育というところで、これ実は色んな方が防災のこととか救急の方とか教えているのですが、我々の大学っていうのは、そういった、例えば法令が変わった、そういった情報も早いです。

色んなことが早く入ってきますので、我々は入ってきたらすぐ変えます。

でも、やはり色んなところで見ていると、前にも発言したのですが、教育者のための教育が絶対必要だと思いますので、そういった情報発信を、県の方に入ってきた時には発信はしてくださっているのですが、なかなか、なんでしょね、下まで届いてないってところがあったり。

やはり教育が間違っていると、初めて聞いた人はそれが正しいと思ってしまって、それが正しいから広まって行って、間違ったことが広まって、それこそ最新の知識じゃないこと、古い知識が正しいと思っていて亡くなる方も出てきたりする。

やはり教育って大事だと思います。それと、教育の方では、例えば、今、小学生に、地震がって一言言うと、たぶん机があれば机の下にすぐもぐります。

こどもというのはそういう教育をされていて、これは、約束行動がされているんですね。

しかし、大人がここで地震ってなっても、たぶん誰一人もぐる人はいない、いるかもしれませんが、でもなかなかいないんですね、この約束行動というのは。

人が最初に災害を認知して、怖いなど認知し、で、次には逃げるかどうかの判断をして、行動に出る。で、この判断を、真ん中の判断っていうのをやめるような教育をしていかないと、例えば、水害で少し避難に時間がかかる。そしたら、警戒レベル3の高齢者等避難で、もう逃げるかどうかの判断をせずに逃げるといいう行動をしていかないと、実際にはもう間に合わない。能登の方でも（昨年）9月にあった水害で、何でお亡くなりになった方がいらっしやっただか。答えは簡単です。逃げなかったから。じゃあどうして逃げなかったかっていしたら、正常性バイアスが働いてしまったことによるものが一番だと思います。

気づいた時にはもう逃げる場所がなかったということを考えると、やはりそういった教育というものを、できれば幼稚園にもできる防災教育、小学生にもできる防災教育を、中学生、高校生でもやっていくことで、段階的な教育をすることで教育を変えていくと、少しずつ意識も、習ったことは、たぶんは、例えば小学校で習ったら、仕方なくというかですね、習えばやるような気がする。でも、大人になって聞いても、全然見向きもしないと。

あと、自主防のことも言われているのですが、私は、どちらかというところ、今の自主防よりも、消防団に力を入れておまして、消防団の活性化のところの方が私は現実的かなと。

その理由としては、消防団はやはり装備を持っています。で、ある程度の訓練、ある程度か、訓練を積まれています。そこで、今、新しい救助器具が入ってきてですね、本当にチェーンソーであったり、そういった救助に使うような機材が入っている車両が配置されています。もちろん配置されていけば使えなくてははいけませんので、特定の人には訓練してすぐ使えるでしょう。でも、全員が使えるかといったら使えない。

やはりここにも教育というところは絶対どの部分でも必要で、そのやり方とかを考えていく、施策を考えていくのが大事だと思います。

実際に今、自分が施策を言えと言われたら言えます。実際に、いくつかの施策を実際に某自分が住んでいる市に言っています。

なかなかこう、これはなかなか動けないのですが、例えば、消防団であれば、もう高齢化が進んでいるのであれば若い人だという頭に自分は切り替えておまして、うちの大学の120人の救急救命学科の学生の約40名が青森県内の消防団ですでに活動しています。それだけいます。

実際にこれを、学生消防団という形で持っていきたいんです。学生で、うちだけの大学ではなくて、弘大生も非常にボランティアが盛んです、弘大とかいろんな大学で。弘前は4年生の大学は4大学、短大が2、この6大学が連携をするとそれなりに消防団かなり集まる。それで、実際に災害が起これば、地方から来ている学生も絶対帰れません。帰れないのであれば、ちゃんと安全を守りつつ教育をした上で、学生が災害の超急性期においていかに活動ができるかによって、人の命が助かる数が確実に多くなると思います。

私が今試算しているのが、実際に学生消防団を作った時に、災害があった時に、弘前の現状の消防団と比べてどれだけ命が助かるかとか防災力が上がるかというもので、今データを出しているところです。間違いなく、学生が実際に活動することで、いろんな意味で防災力が上がるのではないかと思います。

あとは、これもうちの大学では実際に弘前市に言っているのですが、ポンプ車を1台置いてくれないかと。うちの大学で出動してしまう。元消防官が多いので、もうそのまま何も、消防車両だけ置いてくれば、日中に限りすぐ出動します。

そういったこともできますし、あとは、消防団であれば準救急隊員という制度があるのですが、その準救急隊員制度を設ければ、我々も今も救命士で国家資格を持っていますので、我々が救急車に乗っていった方が早い事案もあつたりします。で、たまたまうちの大学にも

救急車がありますので、整理してそういった出動体制ができるのであれば、そういったところも一つの施策にはなるかなと。

施策の方はいっぱい頭にあって、もう一つ言うと、避難所においてもですね、避難所は行政が色んなもの、もちろん準備するのはもちろんなのですが、行政の方で準備するのは、例えば、水とかトイレとか、そういった生活環境に関するもの。でも、実際に生活するに当たっては人それぞれで、やはり個人で使いたいものとかが違ってきますので、それについては最初から、例えば最寄りの避難所にその倉庫を設けてくれないかと、で、ここは立岡さんのボックスみたいにして。で、3か月に1回点検しなかったら普通は撤去ですとか、そんな形で、なんか物を最初から置いてもらえるようなシステムで、ローリングストックを意識的に図ってもらって、そしたら重いものを持っていかなくても済みますし、そういったことを色々やりたいなという。頭の中がいっぱいで、いろんな施策が出てくるのです。

なかなかですね、お金もかかったり、いろんなところと協力をしなければできないことですので、少しずついろんなところと連携してやっていければなと思っています。

長くなりました。すいません。以上です。

○議事進行（司会：蒔苗 防災危機管理課長代理）

はい。皆様、本当にありがとうございました。

三回にわたりましたこの議論で、我々県職員も、皆様方からたくさんの気付きいただいたと思っております。

本当にありがとうございました。感謝申し上げます。

それでは、最後、閉会に当たりまして、危機管理局次長の佐藤から一言、御挨拶があります。

○次長挨拶2（挨拶：佐藤 危機管理局次長）

都合3回にわたりました活発な御議論をいただき、誠にありがとうございました。

本日いただきました御意見等を基に、立岡座長と事務局を調整させていただきます。

条例に反映できなかった御意見については、今後の施策の検討の参考とさせていただく所存です。

本条例の制定をきっかけに、自助・共助の推進に向けた取組が充実するよう、事務局において施策も含めて更なる検討を行って参りたいと存じますので、委員の皆様には今後とも御理解、御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議事進行（司会：蒔苗 防災危機管理課長代理）

はい。それでは、これをもちまして検討会議を終了いたします。

委員の皆様、本当にありがとうございました。